



発行 東京都

目次

20

規則（教）

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則（教）

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教育職員免許状授与申請書」の下に「（別記第一号様式）」を加え、同号イからハまでを削り、同項第三号中「高等学校卒業証明書」を「免許状の授与の基礎資格を証明する書類。ただし、免許法別表第一備考第二号の三に規定する教員養成機関の卒業を基礎資格とする者（免許法別表第一備考第二号の三に規定する教員養成機関の卒業を基礎資格とする者に限る。）」を削り、同項に次の一号を加える。

五 授与を申請する免許状に係る学力に関する証明書  
第二条第三項中「第十条の六第一項」を「第十条の二第一項」に改め、同条第四項を

次のように改める。

4 第一項第五号及び前項の学力に関する証明書は、免許法別表第一から別表第二の二までに定める基礎資格及び在学期間並びに免許法施行規則において用いられる教科及び教職に関する科目名、養護及び教職に関する科目名、栄養に係る教育及び教職に関する科目名又は特別支援教育に関する科目名により表記されたものでなければならぬ。ただし、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法別表第一から別表第二の二に係る所要資格を得た者及び免許法等改正法附則第六項又は第七項の規定により申請する者の学力に関する証明書の科目については、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）による改正前の免許法施行規則において用いられる教科、教職、養護、栄養に係る教育又は特別支援教育に関する科目名により表記されたものでなければならない。

第二条第六項中「別記第三号様式の基礎資格欄の記入に代えて」を「第一項各号に掲げる書類のほか」に改め、同条第七項中「の単位を他の教職に関する科目」を「（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習及び養護実習を含む。）の単位を他の教職の教育の基礎的理解に関する科目等、特別支援教育に関する科目若しくは養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。  
第三条第一項第一号中「別記第五号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前条第一項第五号に掲げる書類  
第三条の二第一号中「別記第五号様式の二」を「別記第一号様式」に改め、同条に次の一号を加える。  
六 第二条第一項第五号に掲げる書類  
第四条各号列記以外の部分中「第十二項」を「第十一項」に改める。  
第九条第一項ただし書中「第十八項」を「第十七項」に改める。  
第十条の二中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同条第四号中「附則第八項第二号」を「附則第八項第三号」に改め、同条第五号中「附則第八項第二号ハ」を「附則第八項第三号ハ」に改める。

第二十五条第一項第三号中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。  
 第三十三条第四号中「第六十五条の七」を「第六十五条の十」に改める。  
 第三十四条第二項第三号中「短時間労働者の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「短時間労働者」を「短時間労働者及び有期雇用労働者」に改め、同項第四号中「短時間労働者」を「短時間労働者及び有期雇用労働者」に改める。

別表第一 一の項中

教科に関する科目	第二欄に掲げる科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	第六欄に掲げる科目	教科又は 教職に関する科目
	教職に関する科目				

一 科目区分	二 科目区分	科目区分三	科目区分四	科目区分五	科目区分六
--------	--------	-------	-------	-------	-------

同表備考二から八までを次のように改める。

- 二 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目であり、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、同表備考第一号に定める「領域に関する専門的事項に関する科目」とする。同科目の単位の修得方法については、同表備考第一号の修得方法を例とする（別表第一の二及び別表第二の三において同じ。）。
- 三 科目区分二において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目（小学校教諭免許状については、免許法施行規則第三条第一項の表、中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表、高等学校教諭免許状については、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目）であり、「教育の基礎的理解に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）とする（別表第一の二から別表第一の七まで、別表第二の一及び別表

第二の二並びに別表第四の二において同じ。）。

- 四 科目区分三において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目（小学校教諭免許状については、免許法施行規則第三条第一項の表、中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表、高等学校教諭免許状については、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目）であり、「教育の基礎的理解に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解）のうち、いずれかの事項とする（別表第一の二から別表第一の七まで、別表第二から別表第四までにおいて同じ。）。

- 五 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「領域及び保育内容の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、幼児理解の理論及び方法、教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）のうち、いずれかの事項とする（別表第一の二及び別表第二の三において同じ。）。

- 六 科目区分五において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目（小学校教諭免許状については、免許法施行規則第三条の表、中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表、高等学校教諭免許状については、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目）であり、「教育実践に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、教職実践演習とする（別表第一の二から別表第一の七まで、別表第二の一及び別表第二の二並びに別表第四の二において同じ。）。

七 科目区分六において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目（小学校教諭免許状については、免許法施行規則第三条の表、中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表、高等学校教諭免許状については、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目）であり、「大学が独自に設定する科目」をいい、同科目の単位の修得方法については、同表備考第十四号の修得方法を例とする（別表第一の三から別表第一の七まで、別表第二の三から別表第二の七まで及び別表第三において同じ。）。

八 保育内容の指導法に関する単位のうち、半数までは、小学校の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は特別活動の指導法に関する科目の単位をもって充てることができる（別表第一の二及び別表第二の三において同じ。）。

別表第一 一の項備考九から十一までを削る。  
別表第一 二の項中

教科に関する科目	教職に関する科目				
	第二欄に掲げる科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	第六欄に掲げる科目	

科目区分一 科目区分二 科目区分三 科目区分四 科目区分五  
に改める。

別表第一 三の項中

教科に 関する 科目	教職に関する科目				
	第二欄に掲げる科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	第六欄に掲げる科目	教科又は 教職に 関する 科目

科目区分一 科目区分二 科目区分三 科目区分四 科目区分五 科目区分六  
を  
に改め、

同表備考を次のように改める。

備考

一 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第三条第一項の表に定める科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、同表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」とする。同科目の単位の修得方法については、同表備考第一号の修得方法を例とする（別表第一の四及び別表第二の四において同じ。）。

二 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第三条第一項の表に定める科目（中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表に定める科目）であり、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、特別活動の指導法、総合的な学習の時間の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）、の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法並びに各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（以下「各教科の指導法に関する科目」という。）のうち、いずれかの事項とする（別表第一の四から別表第一の六まで、別表第二の四から別表第二の六まで及び別表第四の一から別表第四の三まで同じ。）。

別表第一 四の項中

教科に 関する 科目	教職に関する科目				
	第二欄に掲げる科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	第六欄に掲げる科目	教科又は 教職に 関する 科目

科目区分一 科目区分二 科目区分三 科目区分四 科目区分五 科目区分六  
を  
に改める。

別表第一 五の項中

教科に 関する 科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関 する科目
	第二欄に掲 げる科目	
	第三欄に掲 げる科目	
	第四欄に掲 げる科目	
	第六欄に掲 げる科目	

科目区 分一	科目区分二	科目区分三	科目区分四	科目区分五	科目区分 六
-----------	-------	-------	-------	-------	-----------

同項備考を次のように改める。

備考

一 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第四条第一項の表に定める科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に必要な事項のうち、同表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」とする。同科目の単位の修得方法は、同表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について修得するものとする(別表第一の六、別表第二の五及び別表第二の六並びに別表第四の一から別表第四の三までにおいて同じ)。

二 科目区分一-の単位数が、一〇単位に満たない場合は、免許法施行規則第四条の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目の四分の一以上の科目にわたりそれぞれ最低一単位以上を修得するものとする(別表第一の六、別表第二の五及び別表第二の六並びに別表第四の一から別表第四の三までにおいて同じ)。

別表第一 六の項中

教科に 関する 科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関 する科目
	第二欄に掲 げる科目	
	第三欄に掲 げる科目	
	第四欄に掲 げる科目	
	第六欄に掲 げる科目	

科目区 分一	科目区分二	科目区分三	科目区分四	科目区分五	科目区分 六
-----------	-------	-------	-------	-------	-----------

に改める。

別表第一 七の項中

教科に 関する 科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関 する科目
	第二欄に掲 げる科目	
	第三欄に掲 げる科目	
	第四欄に掲 げる科目	
	第六欄に掲 げる科目	

科目区 分一	科目区分二	科目区分三	科目区分四	科目区分五	科目区分 六
-----------	-------	-------	-------	-------	-----------

同項備考を次のように改める。

備考

一 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に必要な事項のうち、同表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」とする。同科目の単位の修得方法は、同表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について修得するものとする(別表第二の七、別表第三並びに別表第四の四及び別表第四の五において同じ)。

二 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、特別活動の指導法、総合的な学習の時間の指導法、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法並びに各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第二の一、別表第二の二及び別表第二の七、別表第三並びに別表第四の四及び別表第四の五において

同じ。）。  
 三 科目区分一の単位数が、一〇単位に満たない場合は、免許法施行規則第五条の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目の四分の一以上の科目にわたりそれぞれ最低一単位以上を修得するものとする（別表第二の七、別表第三及び別表第四の四において同じ。）。  
 別表第二 一の項中「教職に関する科目の」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の」に、

教職に関する科目	第二欄に掲げる科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	第六欄に掲げる科目
	目	目	目	目

科目区分二

科目区分三	科目区分四	科目区分五
-------	-------	-------

に改める。

別表第二 二の項中「教職に関する科目の」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の」に、

教職に関する科目	第二欄に掲げる科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	第六欄に掲げる科目
	目	目	目	目

科目区分二

科目区分三	科目区分四	科目区分五
-------	-------	-------

に改める。

改め、同表三の項から七の項までの規定中

教科に関する科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	教科又は教職に関する科目
	目	目	
	教職に関する科目		
	目		

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四	科目区分六
-------	-------	-------	-------

に改める。

別表第三 一の項中

教科に関する科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	教科又は教職に関する科目
	目	目	

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四	科目区分六
-------	-------	-------	-------

に改める。

別表第三 二の項及び三の項中「第三十五項及び第三十六項」を「第三十八項及び第三十九項」に、

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
	第三欄に掲げる科目	
目	第四欄に掲げる科目	
目		

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四	科目区分六
-------	-------	-------	-------

に改める。

別表第四 一の項中

教科に関する科目	教職に関する科目
	第三欄に掲げる科目
	第四欄に掲げる科目

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四
-------	-------	-------

に改める。

改め、同表二の項中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
	第二欄に掲げる科目	
第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目	
目	第六欄に掲げる科目	
目		

を

科目区分一	科目区分二	科目区分三	科目区分四	科目区分五
-------	-------	-------	-------	-------

に改め、

同表三の項中「第五号」を「第四号」に、

教科に関する科目	教職に関する科目	教科に関する科目
	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目

を

改め、同表四の項及び五の項中

科目区分一	科目区分三	科目区分四
-------	-------	-------

に

教科に関する科目

教職に関する科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目
----------	-----------	-----------

を

科目区分一

科目区分三	科目区分四
-------	-------

に

改め、同表五の項備考二中「教科に関する科目」を「科目区分一」に、「第四条の表の第一欄」を「第五条の表備考第一号」に、「同表の第二欄に掲げる科目」を「それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目」に改め、「わたり、」の下に「それぞれ最低」を加え、同項備考三中「教科に関する科目」を「科目区分一」に改める。

別表第五 一の項中

養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四	科目区分六
-------	-------	-------	-------

に改め、

同項備考を次のように改める。

備考

一 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第九条の表に定める科目であり、「養護に関する科目」をいい、同科目の単位の修得方法は、同表備考第一号に定める修得方法を例とする（以下この表において同じ）。

二 科目区分三において修得すべき科目は、免許法施行規則第九条の表に定める科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応

を含む。）、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち、いずれかの事項とする（以下この表において同じ）。

三 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第九条の表に定める科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、「生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」のうち、いずれかの事項とする（以下この表において同じ）。

四 科目区分六で修得すべき科目は、免許法施行規則第九条の表に定める科目であり、「大学が独自に設定する科目」とし、同科目の単位の修得方法は、同表備考第六号に定める修得方法を例とする（以下この表において同じ）。

別表第五 二の項及び三の項中

養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四	科目区分六
-------	-------	-------	-------

に改め、

同表四の項中

養護に関する科目	教職に関する科目	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目
----------	----------	-----------	-----------

を

科目区分一	科目区分三	科目区分四
-------	-------	-------

に

改める。

別表第六 一の項中

教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	
	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目

教育内容に係る科目	科目区分一	科目区分三	科目区分四
-----------	-------	-------	-------

改め、同項備考を次のように改める。

備考

一 教育内容に係る科目とは、管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係る科目をいい、同表に定める教育内容のうち、いずれかの教育内容について修得すべきものとする（以下この表において同じ。）。

二 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第十条の表に定める科目であり、「栄養に係る教育に関する科目」をいい、同科目の単位の修得方法は、同表備考第一号に定める修得方法を例とする（以下この表において同じ。）。

三 科目区分三において修得すべき科目は、免許法施行規則第十条の表に定める科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解）のうち、いずれかの事項とする（以下この表において同じ。）。

四 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第十条の表に定める科目であり、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マ

に を

別表第六 二の項中

教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	
	第三欄に掲げる科目	第四欄に掲げる科目

教育内容に係る科目	科目区分一	科目区分三	科目区分四
-----------	-------	-------	-------

改める。

別表第八 一の項中

教職に関する科目	第四欄に掲げる科目
----------	-----------

科目区分四
-------

のように改める。

備考 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第二条第一項の表に定める科目であり、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、「保育内容の指導法に関する科目」とする。

別表第八 二の項中

教職に関する科目	第四欄に掲げる科目
----------	-----------

科目区分四
-------

のように改める。

備考

一 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第三条第一項の表に定

に改め、同項備考を次

に を

める科目（中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表に定める科目）であり、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、道徳の理論及び指導法、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法並びに各教科の指導法に関する科目とする（別表第八の五において同じ。）。

二 各教科の指導法に関する科目の単位は、在職年数が一年にあっては五以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち二以上について二単位以上を修得することにより合計七単位以上又は四以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち三以上について二単位以上を修得することにより合計七単位以上、在職年数が二年にあっては四以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち一以上について二単位以上を修得することにより合計五単位以上、三以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち二以上について二単位以上を修得することにより合計五単位以上又は五以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を修得することにより合計五単位以上を修得するものとする（別表第八の三において同じ。）。

三 道徳の理論及び指導法の単位は、一単位以上を修得するものとする（別表第八の五において同じ。）。

四 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の単位は、在職年数が一年にあっては二単位以上、在職年数が二年にあっては一単位以上を修得するものとする（別表第八の三及び別表第八の六において同じ。）。

別表第八 三の項中

教職に関する科目  
第四欄に掲げる科目

を

科目区分四

に改め、同項備考を次のように改める。

備考 科目区分四において修得すべき科目は、免許法施行規則第三条第一項の表に定める科目（中学校教諭免許状については、免許法施行規則第四条第一項の表、高等学校教諭免許状については、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目）であり、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法並びに各教科の指導法に関する科目とする（別表第八の四及び別表第八の六において同じ。）。

別表第八 四の項中

教職に関する科目  
第四欄に掲げる科目

を  
科目区分一

科目区分四

に改め、同項備考を次のように改める。

備考

一 科目区分一において修得すべき科目は、免許法施行規則第四条第一項の表に定める科目であり、「教科及び教科の指導法に関する科目」をいい、同表に定める各科目に必要な事項のうち、同項備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」とする。同科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第十八条の二の表備考第一号の修得方法を例とする。

二 各教科の指導法に関する科目の単位は、在職年数が一年にあっては二単位以上、在職年数が二年又は三年にあっては一単位以上を修得するものとする。

三 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の単位は、在職年数が一年又は二年にあっては二単位以上、在職年数が三年にあっては一単位以上を修得するものとする。

別表第八 五の項中



教職に関する科目 第四欄に掲げる科目	教科又は教職に関する科目
を	
科目区分四	科目区分六
に	

改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 一 各教科の指導法に関する科目の単位は、一単位以上を修得するものとする(別表第八の六において同じ)。
- 二 道徳の理論及び指導法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の単位は、一単位以上を修得するものとする。
- 三 科目区分六において修得すべき科目は、免許法施行規則第四条第一項の表に定める科目(高等学校教諭免許状においては、免許法施行規則第五条第一項の表に定める科目)であり、「大学が独自に設定する科目」をいい、同科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二の表備考第三号の修得方法を例とする(別表第八の六において同じ)。

別表第八 六の項中

教職に関する科目 第四欄に掲げる科目	教科又は教職に関する科目
を	
科目区分四	科目区分六
に	

改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条、第3条及び第3条の2関係)

新免・旧免

申請免許状の種類 教諭 専修 1種 2種 免許状	教科領域 <input type="text"/>
本籍地 (フリガナ) 都・道 氏名 府・県	年 月 日生

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないことを宣誓し、関係書類を添付の上、上記免許状の授与を申請します。

教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定

3号 成年被後見人又は被保佐人  
 4号 禁錮以上の刑に処せられた者  
 5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
 6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
 7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

職 務 校 (所在地：東京都 区・市・町・村)

申請者 姓名 ( ) (電話番号)

住 所 ( ) (携帯電話番号)

年 月 日

申請者 署名 ( ) (印)

勤務校 (所在地：東京都 区・市・町・村)

東京都教育委員会 殿

※以下、東京都教育委員会記入欄

戸籍簿本等確認	年 月 日	長確認	受付	審査	有効期間満了日又は 修了確認期限
住民票の写し等確認	年 月 日	長確認			所要資格取得年度 年度
適用規定	免許法第5条 別表第( )号 備考第( )項 附則第( )項				
添付書類	学力に関する証明書				
	介護等体験証明書				
	高等学校・大学卒業証明書等				
	幼・小・中・高免許状等				
	実務に関する証明書				
	更新講習修了確認証明書等				
修得単位	教科養護養 養護養	及び教職	特文	その他	手数料
					金額

別記第一号様式の二から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式の二から第三号様式まで 削除

別記第五号様式及び第五号様式の二を次のように改める。

第五号様式及び第五号様式の二 削除

別記第六号様式中

「 ( 根 拠 規 定 ) 」 ( 根 拠 規 定 ) 」 ( 根 拠 規 定 ) 」

「 住 所 」 ( 電 話 ) ( 電 話 ) ( 電 話 )

申請者署名 ( 電 話 ) ( 電 話 ) ( 電 話 )

連絡先 ( 電 話 ) ( 電 話 ) ( 電 話 )

「 住 所 」 ( 電 話 ) ( 電 話 ) ( 電 話 )

申請者署名 ( 電 話 ) ( 電 話 ) ( 電 話 )

勤務校 ( 携 帯 電 話 ) ( 携 帯 電 話 ) ( 携 帯 電 話 )

(所在地：東京都 区・市・町・村)

(申請者の住所が都外の場合のみ記入)

改める。

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第9条関係)

(表)

教育職員免許状検定授与申請書

新免・旧免

申請免許状の種類	教諭 専修 1種 2種 免許状	教科領域	
本籍地	(フリガナ) 都・道 氏名	年 月 日生	

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないことを宣言し、関係書類を添付の上、上記免許状の検定による授与を申請します。

教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定

3号 成年被後見人又は被保佐人  
4号 禁錮以上の刑に処せられた者  
5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

住 所	年 月 日	(電話) (携帯電話)
申請者署名		
勤務校	(所在地：東京都 区・市・町・村)	
(申請者の住所が都外の場合のみ記入) 東京都教育委員会 殿		

※以下、東京都教育委員会記入欄

戸籍簿本確認	年 月 日	長確認	授与年月日
住民票の写し等確認	年 月 日	長確認	
通用規定	免許法第 条 別表		免許状番号
基礎免許	年 月 日	教育委員会	
実務	教諭 専修・1・2種 教科( )	として	
実務	年以上、良好な成績で勤務		
受 付	審 査		
教科 養 護 及 び 教 職 特 支 其 他			
修得単位			

(日本工業規格A列用紙)



ことが出来る。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

